

むつ市用途地域等見直し

見直し方針説明会

テーマ：むつ市の基本的方針について

平成22年6月25日

これまでの取り組み

◆むつ市都市計画マスタープラン(H7.3)

◆大畑まちづくりプラン(H14.3)



むつ市、大畑町、川内町、脇野沢村による合併(H17.3)

▲むつ市都市計画基礎調査(H20年度)

▲むつ市都市計画マスタープラン(H20~21年度)

H22.4公表

大畑まちづくりプランを並行計画として活用

▲都市計画道路見直し検討調査(H21年度:県)

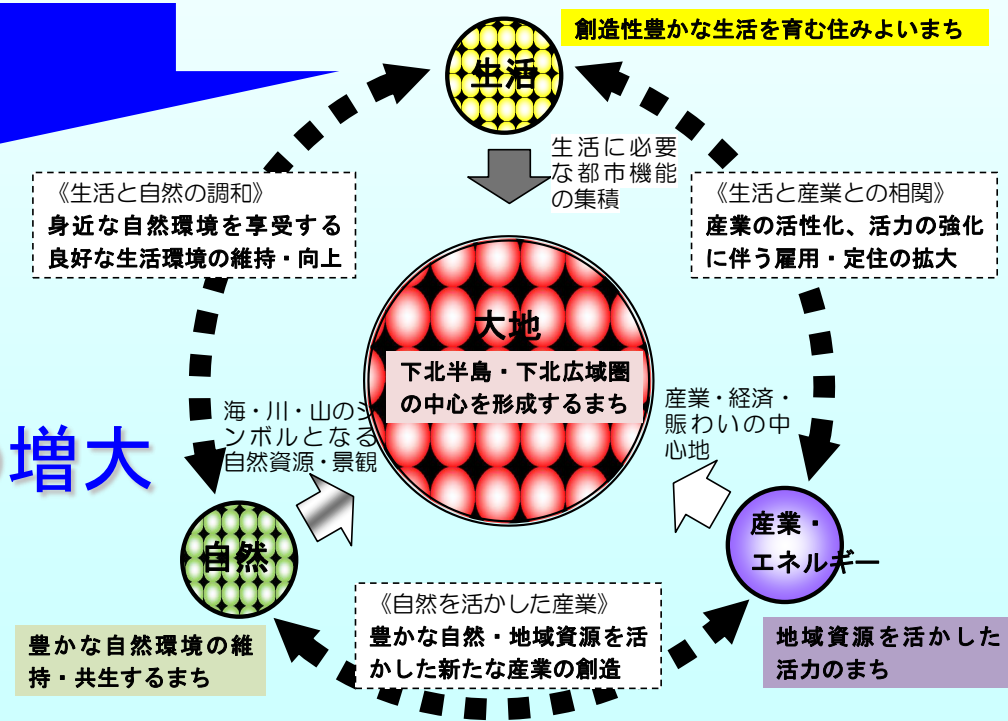
むつ市の基本的方針

都市計画マスタープランにおける都市づくりの基本テーマ

『生活・産業・エネルギー・自然が共に生きる大地
下北広域圏をけん引する 陸奥の国づくり』

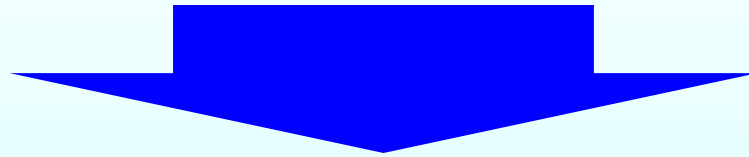
むつ市を取り巻く社会的背景

- ◆人口減少、超高齢社会
- ◆公共施設の維持管理費等の増大
- ◆公共交通の衰退
- ◆地域コミュニティの弱体化



都市づくりの目標

- ◆誰もが安心して暮らせる住みよい都市づくり
- ◆本市の産業が進む道を支援する産業基盤づくり
- ◆豊かな自然を子孫に残す、自然環境の保全・維持
- ◆下北広域圏の中心拠点となるネットワーク型都市構造の形成



都市づくりの基本テーマ・目標を実現するための課題

- 効率的で持続可能な社会の構築
- 拡大型のまちづくり(都市化社会)を見直し、コンパクトなまちづくり(都市型社会)への転換

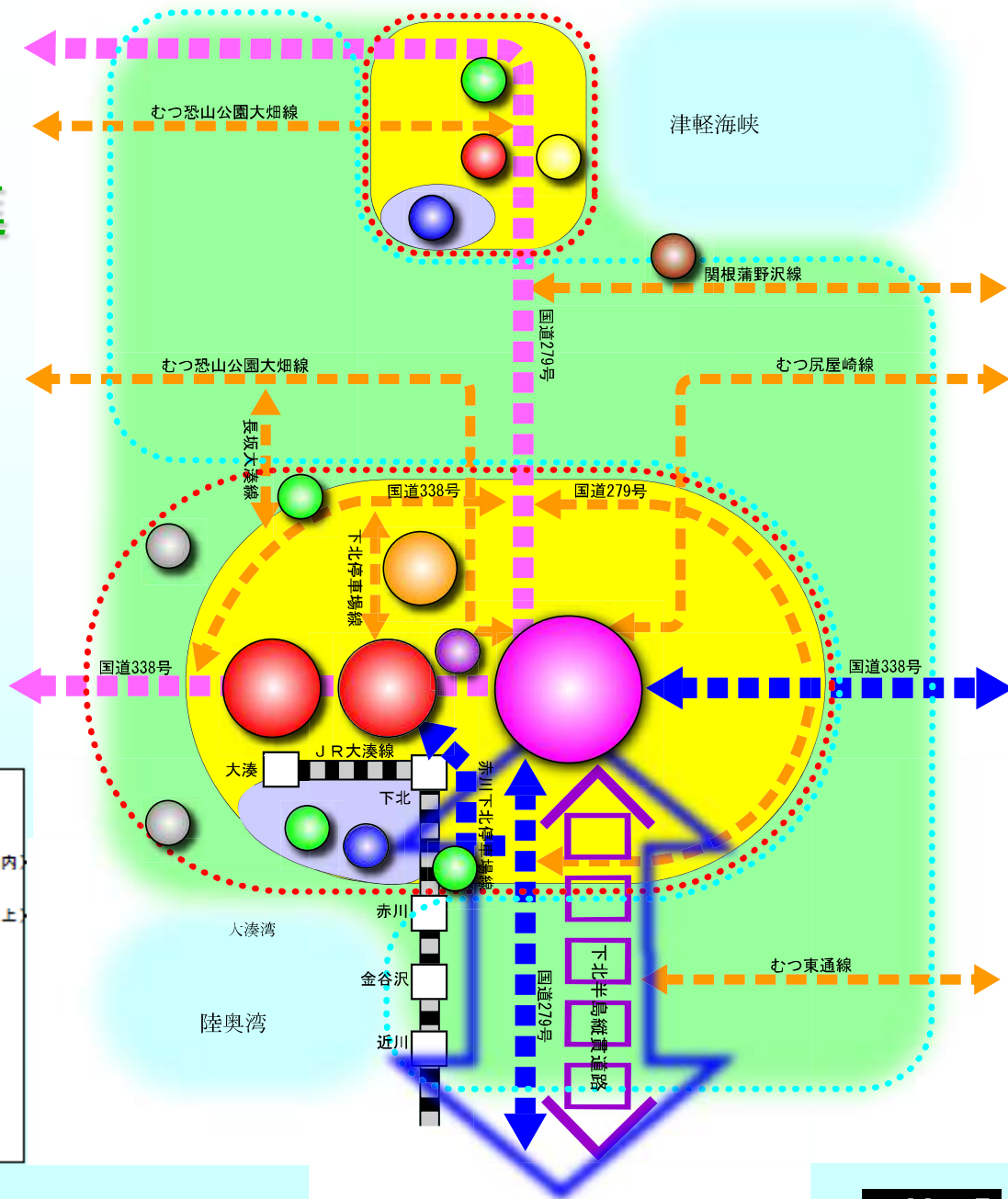
『むつ市におけるコンパクトなまちづくり・都市づくり』

将来都市構造(むつ地域・大畑地域の市街地)

○『都市的な土地利用を促進する区域』と農地・森林等の『自然環境を維持・保全する区域』、集落居住等の『自然環境と共生する区域』の区域区分を明確にします。

凡例

	都市的な土地利用を促進する区域		行政拠点		高速広域連携軸
	市街地ゾーン		地域拠点		広域連携軸(陸内)
	臨港・業務ゾーン		団集・福祉拠点		広域連携軸(海上)
	自然環境を維持・保全する区域		中心商業拠点		圏域連携軸
	森林ゾーン		商業・交流拠点		地域連携軸
	自然環境と共生する区域		工業拠点		
	自然共生ゾーン		観光拠点		
	地域の生活ゾーン		レクリエーション拠点		
			原動力・海洋科学拠点		
			防衛拠点		



むつ市のコンパクトなまちづくり・都市づくり

①個々の市街地におけるコンパクトなまちづくり

◆むつ田名部地域、むつ中央下北地域、むつ大湊地域、大畑地域、川内地域、脇野沢地域の商業地を中心とした市街地ごとに、地域の歴史・生活文化の伝承や地域性豊かな景観などを活かしながら、市街地の計画的な土地利用のコントロールと適正な都市機能の配置により、魅力的かつ生活利便性の高い空間を創出します。

◆秩序ある市街地の形成

◆街なか居住の推進

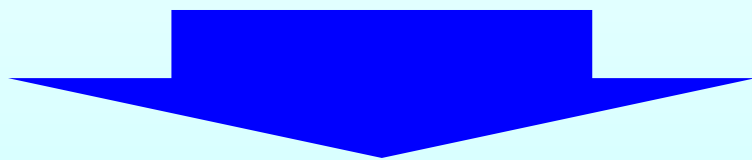
◆街なかの都市機能の強化

◆市街地の快適な移動の確保

むつ市のコンパクトなまちづくり・都市づくり

②市街地と周辺集落地域の連携

◆将来都市構造の市街地ゾーンや地域の生活ゾーンと、その周辺に位置する自然共生ゾーンの集落地を結ぶ交通ネットワークを強化し、むつ市及び下北半島を象徴する海・山・農地・森林などの豊かな自然環境を維持保全し、自然環境に囲まれた市街地を形成します。



- ◆集落との連絡機能の強化
- ◆農地の有効利用

むつ市のコンパクトなまちづくり・都市づくり

③下北広域圏の中心拠点としての近隣町村との連携

- ◆下北広域圏と県内主要都市を結ぶ広域交通ネットワークを強化し、観光・交流・レクリエーション機能の充実を図ります。



◆都市機能の相互補完

参考

『東北発コンパクトシティのすすめ』

国土交通省東北地方整備局



むつ市の基本的方針 その1

- ◆現在の用途地域を維持し、市街地の無秩序な拡散を抑制します。
- ◆都市型居住エリアでは、戸建て住宅や集合住宅を中心とした良好な住宅地の形成を目指します。
- ◆中心商業エリアにおいても街なか居住を推進することにより、にぎわいの創出を図ります。
- ◆中心商業エリアでは、空き店舗などの既存ストックを有効利用し、高齢者施設などの医療福祉機能の充実を図ります。

むつ市の基本的方針 その2

- ◆住宅地エリアでは、高齢者などが安心して歩いて買い物ができる環境やバリアフリーに配慮した道路基盤の整備・改良などを進めます。
- ◆農地保全エリアでは、魅力ある農業の創出、農作物の生産性を向上するために土地の有効利用の検討を進めます。
- ◆むつ市は下北広域圏、下北半島の中心拠点としての機能・役割を担う都市であり、むつ市のみならず、近隣町村が一体となったネットワーク型の都市構造を目指します。

むつ市の基本的方針 その3

- ◆用途地域は、マスタープランに位置づけた土地利用の方向性や現況土地利用の状況などに配慮し、必要に応じて見直し検討を行っていきます。
- ◆一部が未整備区間となっている都市計画道路は、マスタープランにおける道路機能の位置づけをふまえつつ、都市計画道路を見直します。
- ◆マスタープランに示された将来像の実現化、まちづくりの計画的な推進においては、住民と協働で進めることが重要です。

都市計画道路見直しガイドライン

◆青森県都市計画課がH17.8に公表



ガイドライン作成の目的

- ◆現在の都市計画道路の多くは人口増加、市街地拡大を前提に定められている。
- ◆人口減少、少子高齢化が進行していること、計画決定時からまちづくりの方向性が変化していること、公共投資の縮減により、より一層の効率的な整備が求められていることなどから、都市計画道路の見直しが必要となっている。
- ◆未整備の都市計画道路について、必要性等を検証し、計画の継続、変更、廃止の考え方等を示すものである。

長期未着手による弊害・問題点

- ◆事業実施時期が不明確であることから、地権者が将来生活設計を行うにあたり、不確定要素のひとつとなる。
- ◆都市計画法第53条により建築が制限されていることから、地権者が土地を有効に利用できない。また、この制限が理由とされ土地の売買等に支障がでることも考えられる。
- ◆先行取得した土地が放置されることにより街なみ景観が悪化する(不法投棄場所等)などの弊害が生じることも考えられる。
- ◆都市計画道路は、現状ペースで整備を進めた場合、整備完了まで相当年数がかかることから、今後も明確な事業予定がないまま建築制限を課する状態が続くことになる。

都市計画道路見直しの基本的な考え方

見直しの基本姿勢

- ◆見直しにあたっては、見直し対象路線について、現在の社会経済情勢や将来都市像を踏まえ、その必要性を検討。
- ◆必要性があると判断された路線であっても、効率的・効果的な道路ネットワークの形成を図る観点から、既存道路等の有効活用について検討を行う。
- ◆歴史的・文化的資源の活用及び良質な街並み・都市空間の形成を図るような取り組みが行われる場合は、それらの取り組みの方向性と連動した見直しを行う。

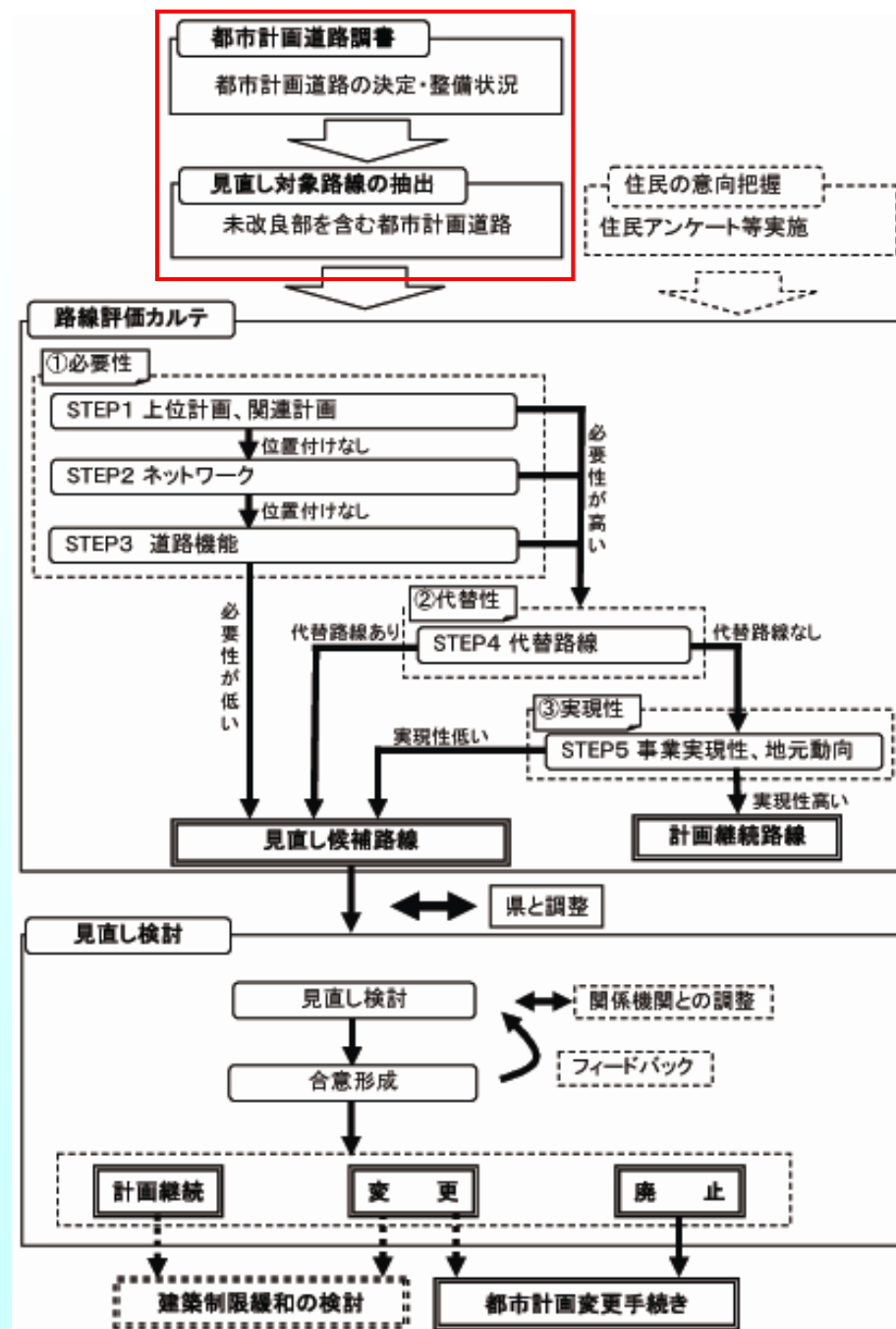
都市計画道路見直しフロー

I 都市計画道路調書

○都市計画道路の現況を整理するために、計画決定に係る諸元、決定状況、整備状況等を記載する。

II 見直し対象路線の抽出

- 未改良部を含む路線を対象。
- 計画路線全体で評価することを基本とする。



都市計画道路見直しフロー

Ⅲ 路線評価カルテ

① 必要性

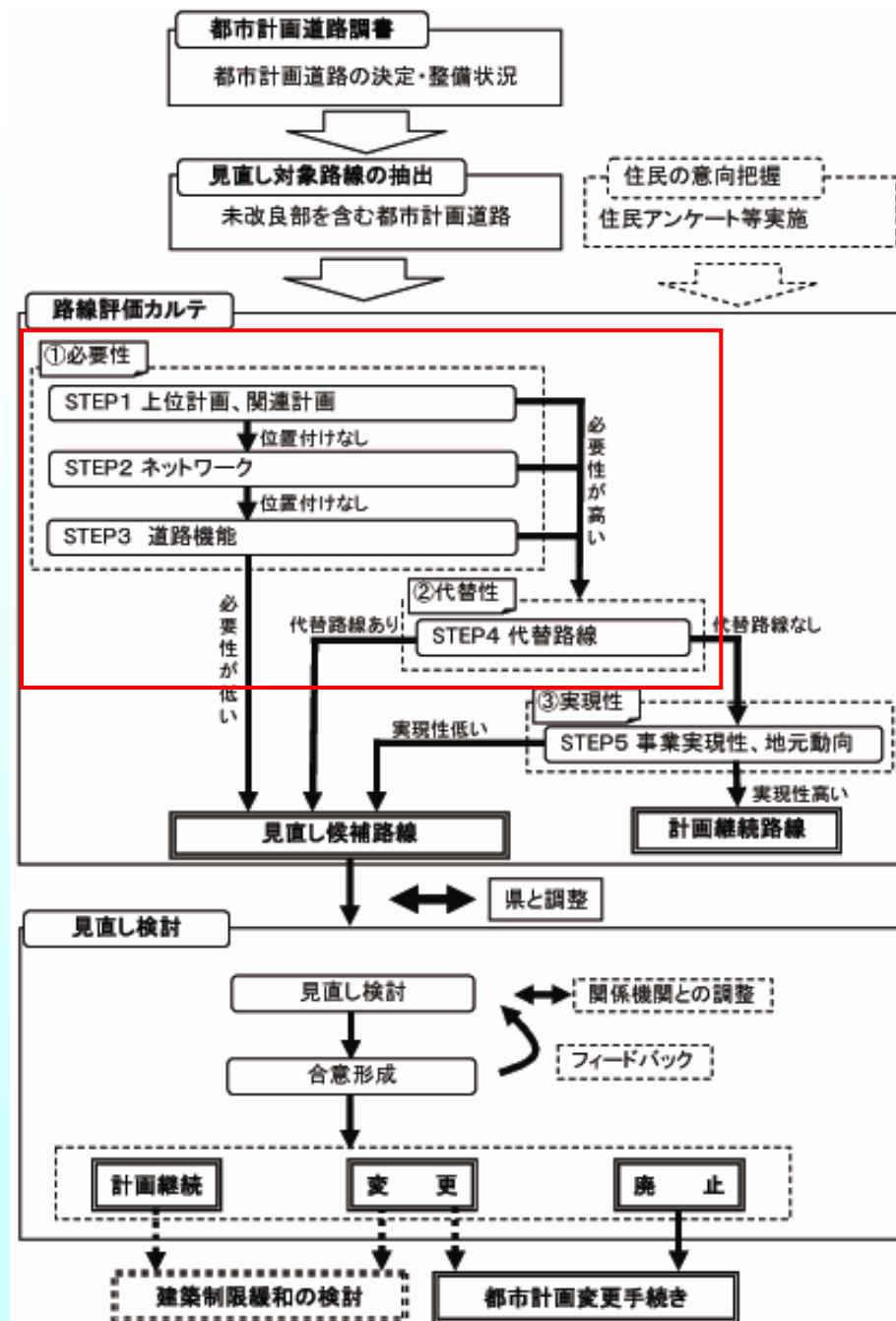
○ 上位・関連計画への位置づけ

○ ネットワーク上の重要性

○ 道路機能からの必要性

② 代替性

○ 代替路線



都市計画道路見直しフロー

Ⅲ 路線評価カルテ

③ 実現性

○ 事業上の支障

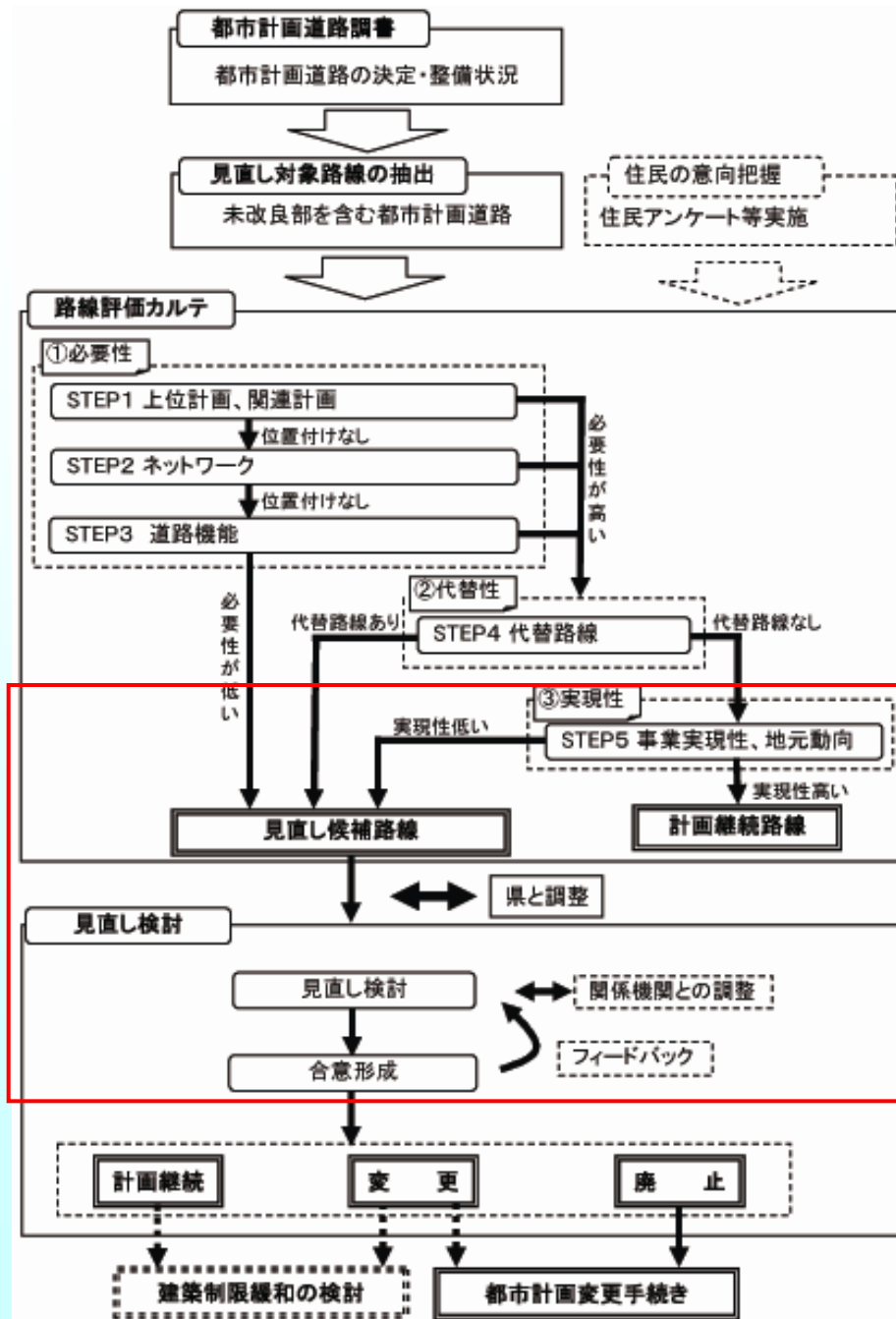
○ 構造上の支障

○ 地元動向

Ⅳ 見直し検討

○ 見直し検討

○ 合意形成



現在の用途地域について

◆用途地域は、都市計画が定める地域地区のうち最も基礎的なものです。

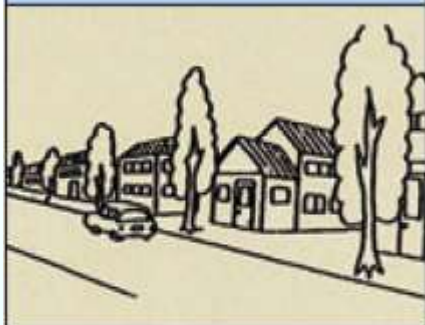
◆平成12年の法改正により12種類に細分化。

12種類のうち②、④は指定なし

- | | |
|---------------|---------|
| ①第一種低層住居専用地域 | ⑦準住居地域 |
| ②第二種低層住居専用地域 | ⑧近隣商業地域 |
| ③第一種中高層住居専用地域 | ⑨商業地域 |
| ④第二種中高層住居専用地域 | ⑩準工業地域 |
| ⑤第一種住居地域 | ⑪工業地域 |
| ⑥第二種住居地域 | ⑫工業専用地域 |

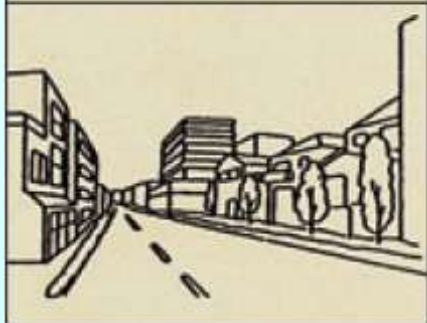
建築物の用途制限 その1

第一種低層住居専用地域



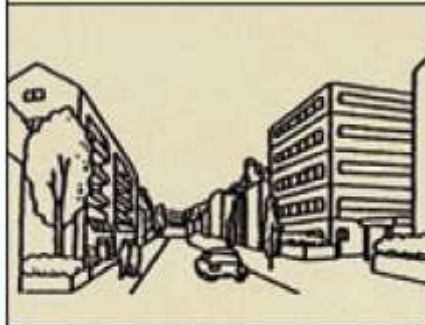
低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や小中学校などが建てられます。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、パチンコ屋、カラオケボックスなどは建てられます。

用途地域内の建築物の用途制限 ○：建てられるもの ×：建てられないもの ①、②、③、▲：面積、階数等の制限あり	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
	住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	非住宅部分の用途制限あり
店舗等の床面積が150㎡以下	×	①	○	○	○	○	○	○	○	②	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び雑貨等のサービス業用店舗店舗、物販販売店舗、飲食店、鮮魚処理店・銀行の支店、宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ②物販販売店舗、飲食店を除く。
店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	①	○	○	○	○	○	○	○	②	
店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	○	○	○	○	○	○	○	②	
店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	○	○	○	○	○	○	○	②	
店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	×	×	×	○	○	○	○	○	○	②	
事務所等の床面積が150㎡以下	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館	×	×	▲	○	○	○	○	○	×	×	▲3,000㎡以下
ボート場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	×	▲3,000㎡以下
カラオケボックス等	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	10,000㎡以下に限る
麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	10,000㎡以下に限る
劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	▲	○	○	○	×	×	10,000㎡以下に限る ▲客席200㎡未満
キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	○	▲	×	×	▲個室付浴場等を除く

建築物の用途制限 その2



準住居地域

道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。



近隣商業地域

近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。



商業地域

銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

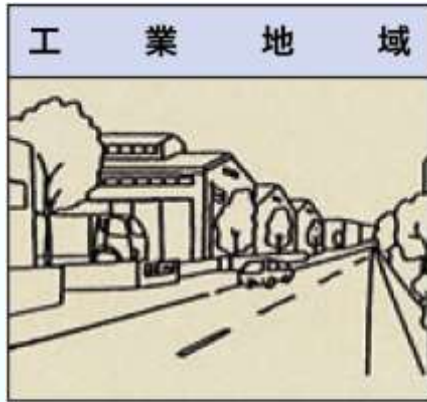


準工業地域

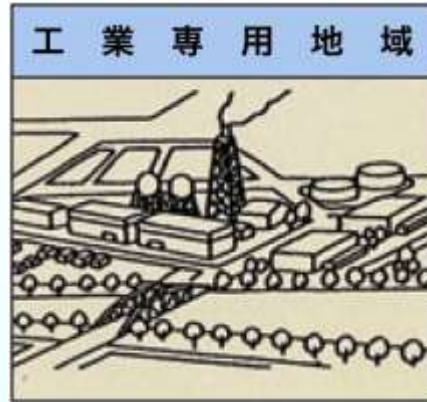
主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

用途地域内の建築物の用途制限 ○：建てられるもの ×：建てられないもの ①、②、③、▲：面積、階数等の制限あり		第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
大規模	劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝負券販売所、車券売場、勝船投票権発売所に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
公共施設・病院・学校等	大学、高等専門学校、専修学校等	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
自動車教習所	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下	

建築物の用途制限 その3



工業地域
主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。



工業専用地域
専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

用途地域内の建築物の用途制限 ○：建てられるもの ×：建てられないもの ①、②、③、▲：面積、階数等の制限あり	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	
単独車庫（付属車庫を除く）	×	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲300㎡以下 2階以下
建築物付属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	②	③	③	○	○	○	○	○	○	①600㎡以下 1階以下 ②3,000㎡以下 2階以下 ③2階以下
倉庫業倉庫	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
畜舎（15㎡を超えるもの）	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
工場 パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の面積が50㎡以下	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲2階以下
倉庫等 危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	①	①	①	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下
危険性や環境を悪化させるおそれが多い工場	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
自動車修理工場	×	×	①	①	②	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	×	×	①	○	○	○	○	○	○	○	①3,000㎡以下
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	都市計画区域内においては都市計画決定が必要										建築基準法第51条参照

※ 本表は建築基準法別表第2の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。

建築物の用途制限 参考

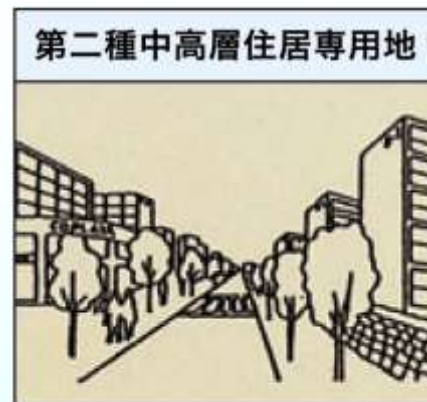
◆むつ市の用途地域には、指定されていない地域が以下のとおり2種類あります。それぞれの用途地域における建築物の用途制限は図のとおりです。

②第二種低層住居専用地域

④第二種中高層住居専用地域



主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。



主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所などが建てられます。

参考：『青森県の都市計画』

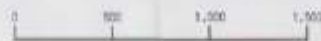
むつ市の用途地域指定状況

むつ都市計画区域

種類	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの制限
第一種低層住居専用地域	約537ha	8/10以下	5/10以下	-----	-----	10m以下
	約 11ha	8/10以下	6/10以下	-----	-----	10m以下
第一種中高層住居専用地域	約181ha	20/10以下	6/10以下	-----	-----	-----
第一種住居地域	約182ha	20/10以下	6/10以下	-----	-----	-----
第二種住居地域	約 21ha	20/10以下	6/10以下	-----	-----	-----
準住居地域	約 41ha	20/10以下	6/10以下	-----	-----	-----
近隣商業地域	約 66ha	20/10以下	8/10以下	-----	-----	-----
商業地域	約 36ha	40/10以下	※8/10以下	-----	-----	-----
準工業地域	約 72ha	20/10以下	6/10以下	-----	-----	-----
工業地域	約 31ha	20/10以下	6/10以下	-----	-----	-----
工業専用地域	約102ha	20/10以下	6/10以下	-----	-----	-----
合計	約1,280ha		※ 建築基準法による			

凡 例			
用途地域	建ぺい率	容積率	備 考
第一種低層住居専用地域	50、60	80	
第一種中高層住居専用地域	60	200	
第一種住居地域	60	200	
第二種住居地域	60	200	
準住居地域	60	200	
近隣商業地域	80	200	準防火地域
商業地域	80	400	準防火地域
準工業地域	60	200	
工業地域	60	200	
工業専用地域	60	200	
臨港地区			
容積率 / 建ぺい率			

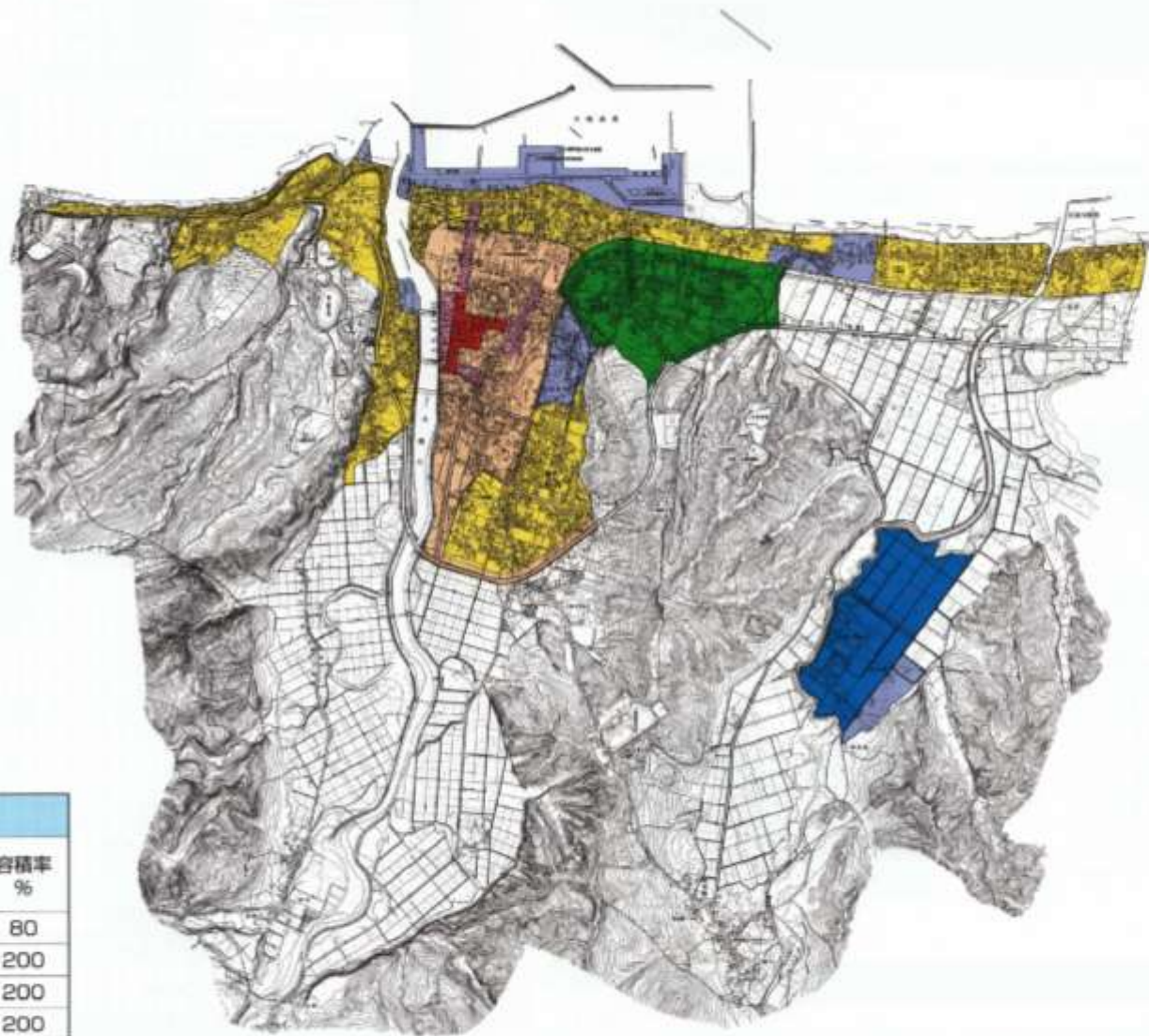
むつ都市計画図



むつ市の用途地域指定状況

大畑都市計画区域

種類	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの制限
第一種低層住居専用地域	約 46ha	8/10以下	5/10以下	-----	-----	10m以下
第一種住居地域	約128ha	20/10以下	6/10以下	-----	-----	-----
第二種住居地域	約 67ha	20/10以下	6/10以下	-----	-----	-----
近隣商業地域	約8.5ha	20/10以下	8/10以下	-----	-----	-----
商業地域	約5.5ha	40/10以下	※8/10以下	-----	-----	-----
準工業地域	約 48ha	20/10以下	6/10以下	-----	-----	-----
工業専用地域	約 33ha	20/10以下	6/10以下	-----	-----	-----
合計	約336ha		※ 建築基準法による			



凡 例			
都市計画区域		建ぺい率	容積率
用途地域		%	%
第一種低層住居専用地域	50	80	
第一種住居地域	60	200	
第二種住居地域	60	200	
近隣商業地域	80	200	
商業地域	80	400	
準工業地域	60	200	
工業専用地域	60	200	
用途無指定地域	70	200	

大畑都市計画図



現在の都市計画道路について

◆都市計画道路は、都市において最も基本的な都市施設で、様々な機能を有しています。

機能の区分		内容	
①交通機能	通行機能	人や物資の移動の通行空間としての機能(トラフィック機能)	
	沿道利用機能	沿道の土地利用のための出入、自動車の駐停車、貨物の積み降ろし等の沿道サービス機能(アクセス機能)	
②空間機能	都市環境機能	景観、日照、相隣等の都市環境保全のための機能	
	都市防災機能	避難・救援機能	災害発生時の避難通路や救援活動のための通路としての機能
		災害防止機能	火災等の拡大を遅延・防止するための空間機能
	收容空間	公共交通のための導入空間	地下鉄、都市モノレール、新交通システム、路面電車、バス等の公共交通を導入するための空間
		供給処理・通信情報施設の空間	上水道、下水道、ガス、電気、電話、CATV、都市廃棄物処理管路等の都市における供給処理および通信情報施設のための空間
道路付属物のための空間		電話ボックス、電柱、交通信号、案内板、ストリートファニチャー等のための空間	
③市街地形成機能	都市構造・土地利用の誘導形成	都市の骨格としての都市の主軸を形成するとともに、その発展方向や土地利用の方向を規定する	
	街区形成機能	一定規模の宅地を区画する街区を形成する	
	生活空間	人々が集い、遊び、語らう日常生活のコミュニティ空間	

参考：『実務者のための新都市計画マニュアルⅡ』

むつ市の都市計画道路の整備状況

むつ都市計画区域:19路線

路線番号	路線名	起点	終点	決定年月日	幅員 (m)	計画延長 (km)	改良済延長 (km)
3・3・1	大曲越葉沢線	大曲三丁目	大字大湊字越葉沢	H15年3月12日	25	7.32	0.72
3・3・2	下北臨港一号線	港町	真砂町	S50年3月13日	25	2.77	0.00
3・3・3	下北臨港二号線	港町	港町	S50年3月13日	25	0.60	0.00
3・4・1	横迎町大平町線	横迎町二丁目	大平町	S50年3月13日	20	5.61	2.39
3・4・2	港町小平館線	港町	大字田名部字小平館	S50年3月13日	16	5.24	3.46
3・4・3	金曲金谷線	金曲一丁目	大字田名部字二又川目	S50年3月13日	20	2.76	0.78
3・4・4	横迎町大湊浜町線	横迎町	大湊浜町	S50年3月13日	16	5.88	2.54
3・4・5	柳町桜木町線	柳町三丁目	桜木町	H8年11月15日	16	11.15	7.71
3・5・1	緑町女館線	海老川町	大字田名部字寺崎の内北女館	H8年11月15日	12	3.79	1.05
3・5・2	田名部駅停車場線	田名部町	柳町一丁目	S50年3月13日	12	0.31	0.31
3・5・3	金曲小川町線	金曲一丁目	小川町二丁目	H3年12月13日	12	1.54	0.47
3・5・4	金曲後田線	金曲一丁目	大字田名部字後田	S50年3月10日	12	2.33	0.40
3・5・5	昭和町杉の木線	緑町	中央一丁目	S50年3月10日	12	2.26	0.00
3・5・6	大平町山田線	大平町	文京町	S50年3月10日	12	0.90	0.00
3・5・7	下北駅緑町線	下北町	緑町	S50年3月13日	12	0.85	0.00
3・5・8	横迎町明神川線	横迎町一丁目	柳町一丁目	S63年11月1日	12	0.50	0.19
3・5・9	大平町並川町線	大平町	並川町	S50年3月10日	12	0.91	0.00
3・5・10	大平町大湊新町線	大湊新町	大湊新町	S50年3月10日	12	0.59	0.00
3・5・11	大湊浜町八森線	大湊浜町	大湊浜町	S55年3月31日	12	0.36	0.26

むつ市の都市計画道路の整備状況

大畑都市計画区域：10路線

路線番号	路線名	起点	終点	決定年月日	幅員 (m)	計画延長 (km)	改良済延長 (km)
3・3・1	上野線	大畑町上野	大畑町上野	S51年12月25日	22	0.76	0.76
3・4・1	湊松ノ木線	大畑町湊	大畑町松ノ木	S48年11月22日	19	1.77	0.75
3・4・2	上野湊線	大畑町上野	大畑町湊	S48年11月22日	19	1.33	0.00
3・4・3	平兎沢線	大畑町正津川平	大畑町兎沢	S51年12月25日	16	3.09	0.00
3・4・4	本町湯坂下線	大畑町本町	大畑町湯坂下	S48年11月22日	16	0.67	0.00
3・4・5	高待二枚橋線	大畑町正津川高待	大畑町二枚橋	S48年11月22日	16.5	6.80	4.98
3・5・1	平鳥谷場線	大畑町正津川平	大畑町正津川鳥谷場	S53年12月1日	12	2.20	1.80
3・5・2	上野湊線	大畑町上野	大畑町湊	S48年11月22日	12	0.86	0.00
3・5・3	東町松ノ木線	大畑町東町	大畑町松ノ木	S48年11月22日	12	1.33	0.54
3・5・4	中島新町線	大畑町中島	大畑町新町	S48年11月22日	12	0.63	0.00

都市計画道路 計画延長合計：75.11Km

都市計画道路 改良済み延長合計：29.11Km

都市計画道路 未改良延長合計：46.00Km

参考：市ホームページ

今後の見直し作業スケジュール

◆本日の方針説明会での意見や、7月下旬までの意見募集をもとに、9月上旬までに用途地域見直しと都市計画道路見直しの素案をとりまとめます。

◆平成22年度中に素案・原案のとりまとめ、住民説明会、市都市計画審議会、県協議、公聴会、縦覧を行い、3月末までに法手続きを完了し、平成23年4月に告示する予定です(県決定の都市計画道路については県の手続きによります)。

◆住民説明会は9月中旬に素案説明会、11月下旬に原案説明会、12月中旬に公聴会を行う予定です。

法手続き等の予定

■ 下記スケジュールは、現時点での予定であり、作業進捗によっては変更する場合があります。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県協議(2回)						○				○
市都市計画審議会(4回)					○	○		○	○	
住民説明会(3回)	○			○		○				
市都市計画公聴会(1回)							○			
意見募集	←→			←→						
素案策定	←→									
原案策定					←→					
市決定案策定							←→			
市決定縦覧						原案縦覧 ←→		17条縦覧 ←→		